

令和8年吉日

保 護 者 各 位

山口大学工学部及び情報学部並びに
大学院創成科学研究科（工学系）教育後援会長
佐 野 真千子

教育後援会への入会について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、山口大学工学部及び情報学部並びに大学院創成科学研究科（工学系）教育後援会は「家庭との連絡を密にし、工学部及び情報学部並びに大学院創成科学研究科（工学系）の発展を助け、学生教育の成果を挙げることを目的として、側面から学部及び大学院の発展に寄与すべく諸事業を行うために組織しているものであり、ご入学される学部学生並びに大学院学生の保護者の皆様に新たに会員としてご加入いただくこととなっております。

本会の具体的な事業といたしましては、「学生指導支援」、「就職活動支援」、「卒業・修了時の記念品贈呈」、「課外活動に対する援助（各種サークル等、大学祭、学友会等）」及び「種々の学生教育活動の支援」等がございます。

つきましては、出費多難のおり誠に恐縮ではございますが、入学・進学のお手続きとあわせて、別添の会則第11条に定める教育後援会費を、手続きサイト「Vsign」（外部サイト）＜<https://vsign.jp/yamaguchi/extra/yuofficial>＞からご確認いただき、納入いただきますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、今後とも、本会の運営にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

（会費一覧）

	会 費
学部入学生	20,000円
学部3年次編入学生	10,000円
大学院 博士前期課程入学生	10,000円
大学院 博士後期課程入学生 （本学博士前期課程からの進学者含む）	15,000円

* 本件に関するお問合せは、常盤キャンパス学部事務部会計課長（電話（0836）85-9092）へお願いします。

山口大学工学部及び情報学部並びに 大学院創成科学研究科(工学系)教育後援会会則

第1条 本会は、山口大学工学部及び情報学部並びに大学院創成科学研究科(工学系)教育後援会(以下、「本会」という。)と称し、山口大学工学部及び情報学部の学生(以下、「学部学生」という。)及び山口大学大学院創成科学研究科の学生(工学系)(以下、「大学院生」という。)の保護者並びに本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2条 本会の事務局を山口県宇部市常盤台 2-16-1(山口大学工学部及び情報学部並びに大学院創成科学研究科(工学系)、以下、「構成部局」という。)に置く。

第3条 本会は、構成部局と家庭との連絡を密にし、構成部局の発展を助け学生教育の成果を挙げることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 構成部局と家庭との緊密化
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 学生教育上必要な援助
- (4) 就職活動の援助
- (5) その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長、副会長各 1 名
- (2) 顧問 2 名
- (3) 理事若干名(学内理事を含む。)
- (4) 監事 2 名
- (5) 幹事若干名

2 役員の任期は、1 年とし、再任を妨げないものとする。

第6条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (2) 理事及び監事は、候補者として立候補の届け出を行った会員の中から選出し、役員会において承認を得る。ただし、立候補により候補者が得られない場合は、事務局が候補者を選出し、役員会において承認を得る。
- (3) 顧問及び学内理事は構成部局教員の中から、幹事は構成部局事務職員の中から選出し、役員会の承認を得る。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- (3) 顧問は、総会及び役員会に参加する。
- (4) 理事は、本会の事業を掌理する。
- (5) 監事は、会計の監督にあたる。
- (6) 顧問及び学内理事は、会務の執行に参加する。
- (7) 幹事は、庶務、会計の任にあたる。

第8条 会議は役員会とし、毎年 1 回開く。ただし、必要が生じたときは臨時で開催することができる。

2 総会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。

第9条 役員会において行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算及び予算に関する事項
- (2) 会則の変更に関する事項
- (3) 役員(理事、監事)の選出に関する事項

(4) その他会務に関し必要な事項

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は、次の収入によって支弁する。

(1) 学部学生の会費は、20,000円（ただし、3年次編入学生については、10,000円）、大学院生の会費は、博士前期課程10,000円、博士後期課程15,000円とし、入会時に一括納入する。

(2) 寄附金

(3) 雑収入

第12条 構成部局の教育施設拡充等のため必要があるときは、一般業界等より寄附を募集することができる。

この場合の会計は、特別会計として処理する。

第13条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和30年4月1日から施行する。

この会則は、昭和34年4月1日から施行する。

この会則は、昭和35年11月15日から施行する。

この会則は、昭和36年10月28日から施行する。

この会則は、昭和39年4月1日から施行する。

この会則は、昭和41年4月1日から施行する。

この会則は、昭和44年4月1日から施行する。

この会則は、昭和46年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月21日から施行する。

この会則は、昭和55年6月7日から施行する。

この会則は、昭和59年6月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

この会則は、平成2年6月16日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

この会則は、平成3年6月15日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

この会則は、平成7年6月24日から施行し、平成7年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の会費の額に関する規定は、平成8年4月1日以降の入学者について適用する。

この会則は、平成8年6月29日から施行し、平成8年4月1日から適用する。ただし、改正後の第5条第1項第3号の規定にかかわらず、平成10年度までの理事の人数は、次のとおりとする。

平成8年度 36名

平成9年度 37名

平成10年度 38名

この会則は、平成13年7月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

この会則は、平成16年7月10日から施行する。ただし、改正後の第11条の会費の額に関する規定は、平成17年4月1日以降の入学者について適用する。

この会則は、平成18年7月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この会則は、平成28年7月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この会則は、令和2年7月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この会則は、令和3年7月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

この会則は、令和8年7月4日から施行し、令和8年4月1日から適用する。